

●障害者手帳

福祉制度や各種サービスを利用するために必要なものです。

○ 身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度等によって1級から6級までに区分されています。

○ 療育手帳

知的に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度等によってA（重度）又はB（中～軽度）に区分されています。ただし、都道府県によっては手帳の名称や区分表示が異なる場合があります。

○ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度によって1級から3級までに区分されています。

※住所を変更した際には、各種手帳の住所変更手続きが必要となります。

住所変更の手続きに必要なもの

- ① 居住地（氏名）変更届
※ 健康福祉課の窓口にあります。
- ② 障害者手帳
- ③ マイナンバーカード



●障害福祉サービス

障がいのある方が、その障がいの程度の区分により、介護や訓練などの福祉サービスを受けることができます。

福祉サービスを利用するには、支給申請をして支給決定を受ける必要がありますので、ご希望の方はご相談ください。

●その他のサービス

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、補装具費の支給、日常生活用具費の給付などのサービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

※住所を変更した際には、自立支援医療の住所変更手続きが必要となります。

住所変更の手続きに必要なもの

- ① 申請書
※ 健康福祉課の窓口にあります。
- ② 受給者証
- ③ 保険者証のコピー
- ④ 課税証明書
- ⑤ マイナンバーカード※マイナンバーカードの提示ができない場合、それに代わる個人番号が確認できるものがが必要です。
- ⑥ 札幌市又は北海道外から転入してきた方は診断書が必要です

●相談窓口

サービスや福祉制度に関することなど、健康福祉課（白老町総合保健福祉センター）へお気軽にご相談ください。

